

鳥取市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第5号

鳥取市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取市職員給与条例（昭和26年鳥取市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項中「月額308,000円」を「月額308,300円」に改める。

第2条 鳥取市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条の3第2項中「100分の20」を「100分の25」に改める。

第6条の4第1項中「医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市規則で定めるもの」を「次の各号に掲げる職」に、「月額308,300円」を「当該各号に掲げる額」に、「採用の日から35年以内」を「第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から9年以内」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市規則で定めるもの 月額308,300円
- (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難

であると認められる職で市規則で定めるもの 月額45,000円

別表第3中「主任」の次に「又は主幹」を加え、「又は主幹」を「、主幹又は主査」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鳥取市職員給与条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。